



つくばみらい市規則第 22 号

つくばみらい市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 7 月 26 日

つくばみらい市長

田中 浩

つくばみらい市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市国民健康保険税条例施行規則（平成 18 年つくばみらい市規則第 70 号）
の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

下記の各期別保険税を納期限までに納付してください。

(納税義務者住所)

年 月 日

(納税義務者氏名)

つくばみらい市長

国保番号	通知書番号

お問い合わせはこの番号をお願いします。

納付していただく金額	円
------------	---

年間保険税①+② (基礎+支援金+介護)	円
特別徴収額合計①	円
普通徴収額合計②	円

納税通知書在中
〒 茨城県つくばみらい市
つくばみらい市役所 課
電話番号

※この納税通知書は、「世帯主」宛にお送りしています。
国民健康保険税は、世帯単位であるため、世帯主が保険に加入している場合でも、当該世帯内に被保険者がいる場合には納税義務者となりますので、通知等は世帯主宛に送付されます。

○普通徴収額合計の内訳

期別				
納期限				
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

期別				
納期限				
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

普通徴収額
円

○特別徴収額合計の内訳(年金受給額から天引きされる額)

仮徴収	徴収月	年4月	年6月	年8月	特別徴収額
	徴収額	円	円	円	
本徴収	徴収月	年10月	年12月	年2月	円
	徴収額	円	円	円	

※翌年度仮徴収額(翌年4月・6月・8月)につきましては、原則として翌年2月の特別徴収額と同額になります。

【特別徴収義務者】

【特別徴収対象年金】

より、特別徴収(年金天引)されます。

年度 国民健康保険税変更・決定通知書

年度 国民健康保険税を下記のとおり変更・決定しましたので通知します。

年 月 日

つくばみらい市長

国保番号	通知書番号	宛名番号
納税義務者名 _____ 様		

○変更理由

により賦課・更正いたします。

○期別の内訳 (単位:円)

普通徴収額	区分			
	第1期			
	第2期			
	第3期			
	第4期			
	第5期			
	第6期			
	第7期			
	第8期			
	合計			

特別徴収額	区分			
	4月			
	6月			
	8月			
	10月			
	12月			
	2月			
	合計			

【特別徴収義務者】

【特別徴収対象年金】

【税率表】

区分	所得割/100	均等割額	賦課限度額
基礎			
支援金			
介護			

○被保険者別算出内訳書

被保険者名	区分	年度途中における得喪		算出額の内訳				月割賦課	
		取得	喪失	所得割額	均等割額	減額均等割額	合計	増額	減額

○算出の内訳 (単位:円)

賦課期日 (4月1日)	区分						
	課税総所得金額	基礎					
		介護					
		基礎					
	所得割額	支援金					
		介護					
		基礎	人		人		人
	被保険者均等割額	支援金	人		人		人
		介護	人		人		人
		基礎					
	合計①	支援金					
		介護					
基礎							
被保険者均等割額	支援金						
	介護						
	基礎						
限度超過額	支援金						
	介護						
	基礎						
合計②	支援金						
	介護						
	基礎						
差引合計金額③ (①-②)	支援金						
	介護						
	基礎						
100円未満切捨	支援金						
	介護						
	基礎						
月割後賦課額④ (③×賦課月数) 100円未満切捨	支援金	月数	12分の	12分の	12分の		
	介護						
	基礎						
一部異動増減額⑤	支援金						
	介護						
	基礎						
減免等の額⑥	支援金						
	介護						
	基礎						
年間保険税額⑦ (④+⑤-⑥)	支援金						
	介護						
	基礎						
100円未満切捨	支援金						
	介護						
	基礎						

(単位:円)

※限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や、総所得金額の変更があっても保険税額に変更がない場合があります。
 ※賦課期日以降年度の途中で75歳になり国保から離れる国保加入者がいる場合、当初から加入期間の保険税で計算し、納付期別に振り分けています。
 ※介護分は、賦課期日以降年度途中で40歳となる月から、65歳となる月の前月までの賦課になります。

茨城県つくばみらい市 年度



国民健康保険税 領収証書()

加入者名 振替口座番号		
納税義務者氏名	様	
通知番号	書号	
年度期別		
納期限		
税額	円	
督促手数料	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
領収日付印		
上記のとおり領収しました。 収入印紙不要		

切り取らないで金融機関・コンビニにお出してください。

茨城県つくばみらい市 年度



国民健康保険税 納付書() (原符)

加入者名 振替口座番号	茨城県つくばみらい市会計管理者	
納税義務者氏名	様	
収納機関号	通知番号	納付区分
確認番号		
年度期別		
納期限		
税額	円	
督促手数料	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
連絡先	領収日付印	

切り取らないで金融機関・コンビニにお出してください。

茨城県つくばみらい市 年度 国民健康保険税 領収済通知書() 2815

加入者名 振替口座番号	税額	円
収納機関号	通知番号	納付区分
年度	期別	
年度期別	納期限	国保番号

この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり、折り返したりしないでください。

延滞金 (円) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	合計金額 (円) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	納税義務者氏名 様	領収日付印
コンビニ納用		取りまとめ金融機関	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例施行規則は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のつくばみらい市国民健康保険税条例施行規則に規定する様式により調整された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。